

豊島区 病児・病後児保育について

●病児・病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、認可保育施設等に通っている乳幼児が以下の状態で、集団生活が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

○病児：入院の必要はなく、家庭で充分療養できる程度の状態ではあるが、集団保育が適当でない児童

○病後児：病気等の急性期を経過し回復期にある状態ではあるが、集団保育が適当でない児童

●お預かりできるお子さん(利用要件)

豊島区内に住所を有し、下記の項目に該当するお子さん。

- ①認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。
- ②認証保育所に在籍し、子ども・子育て支援制度の支給認定を受けている。
- ③豊島区千早みゆき保育園に在籍している。
- ④幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ⑤認定こども園に在籍し、支給認定証の2号の交付をされている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ⑥東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、保護者が就労証明書を提出できる。



【注意事項】

保育利用の受け入れ年齢は、利用日現在満1歳を経過しているお子さんとします。

●お預かりできる症状の範囲は(いずれも医師の病児または病後児保育の利用に支障がないという診断が必要です。)

- (1)感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
…急性期を経過したが、集団保育が適当でないとき。
- (2)水痘、風疹等の伝染性の疾患
…かかりつけ医にうつる心配がない(①当面症状の急変が認められない⇒病児 ②回復期にある⇒病後児)と診断されたものの、集団保育が適当でないとき。
- (3)喘息等の慢性疾患
- (4)熱傷、骨折等の外傷性疾患
- (5)その他医師が利用可能と判断した疾患

●利用の前に

利用を希望する方は、事前に利用登録申請の手続きを行ってください。(裏面参照)

●実施施設

種別	病後児保育(保育所併設型)			病児・病後児保育 (診療所併設型)
施設名	同援さくら保育園 病後児保育室	西巢鴨さくらそう保育園 病後児保育室	せんかわみんなの家 病後児保育室	田村医院 ピヨピヨ病児・病後児保育室
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	医療法人社団 東医田村会
所在地	豊島区南池袋3-7-8	豊島区西巢鴨1-1-13	豊島区要町3-54-8	豊島区池袋本町1-45-16
電話番号	03(5957)7510	03(5907)5110	03(3530)5735	03(5985)1424
利用	曜日	月曜日～金曜日(12月29日～1月3日及び祝日を除く)		
	時間	午前7時15分～午後6時15分		午前8時15分～ 午後6時15分
予約	曜日	月曜日～金曜日		
	時間	午前9時～午後5時		
	その他	利用日の前日までに直接施設に電話予約してください。 *当日利用希望の場合は、当日10時までに電話で予約してください。 かかりつけ医に「病児または病後児保育の利用が可能」と診断され、医師連絡票に記入してもらったうえで、ご予約ください。 *定員が埋まっていてご利用できない場合もありますので、事前に予約状況をご確認ください。		
定員	2名/1日			4名/1日
食事・おやつ	お弁当・おやつ持参(せんかわみんなの家は除く)			おやつ・お弁当持参
	又は給食(昼食・おやつ含む) *有料			(レトルトのおかゆ、 うどんなどの持参可)
利用時 必要書類	「医師連絡票」「利用申込書」「利用登録確認書」「児童票」			

※2019年10月より幼児教育無償化がスタートした場合、内容が変更になる場合があります。詳しくは区のHP等ご覧ください。

●利用料金

※田村医院ピヨピヨ病児・病後児保育室のご利用に際しては、別途消費税がかかります。

1人1日 2000円 同援さくら保育園・西巣鴨さくらそう保育園・せんかわみんなの家の利用で給食を希望する場合、別途1日500円が必要になります。利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に施設に直接お支払ください。

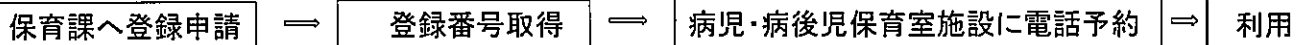
*せんかわみんなの家病後児保育室の利用料のお支払はEdyカードの利用を基本とします。詳しくは施設にお問い合わせください。

【利用料の減免について】

下記の世帯は利用料の減免申請を提出いただくことで無料または半額となります。詳細については保育課にお問い合わせください。なお、利用料の減額・免除の申請は年度ごとに行う必要があります。

利用料が**無料**となる世帯 …… 生活保護世帯
 利用料が**半額**となる世帯 …… 保育料算定区民税非課税世帯

☆登録からご利用まで☆



●登録申請(登録事務は保育課で行います。)

登録希望の方は、お子さんが在籍している保育所等、又は保育課で登録申請に必要な書類をお受け取りください。「利用登録(申請)書」・「児童票」・「利用登録確認書」・「利用料減額免除申請(必要な方のみ)」に必要事項を記入・押印の上、保育課にご提出ください(郵送可)。

幼稚園に通われている方は、更に「就労証明書」(勤務先で発行)と「預かり保育登録利用承認書」(幼稚園で発行)、または「預かり保育利用証明書」(私立幼稚園)、または「認定子ども園利用証明書」を提出してください。(認定こども園に通園し、支給認定証の2号の交付をされている場合は「就労証明書」「認定こども園利用証明書」の提出は必要ありません。)なお、区立保育園に在籍されている場合は保育所への提出でもかまいません。

*満1歳未満でも11か月をめぐりに登録はできますが、ご利用は満1歳になってからになります。

☆必要書類は区ホームページ「病児・病後児保育」からダウンロードも可能です。

●登録番号取得

登録手続き完了後、郵送、又は区立認可保育園に在籍の方は、保育所を通じて、「登録確認書」「児童票」及び利用時に必要な書類(「医師連絡票」「利用申込書」)をお渡します。

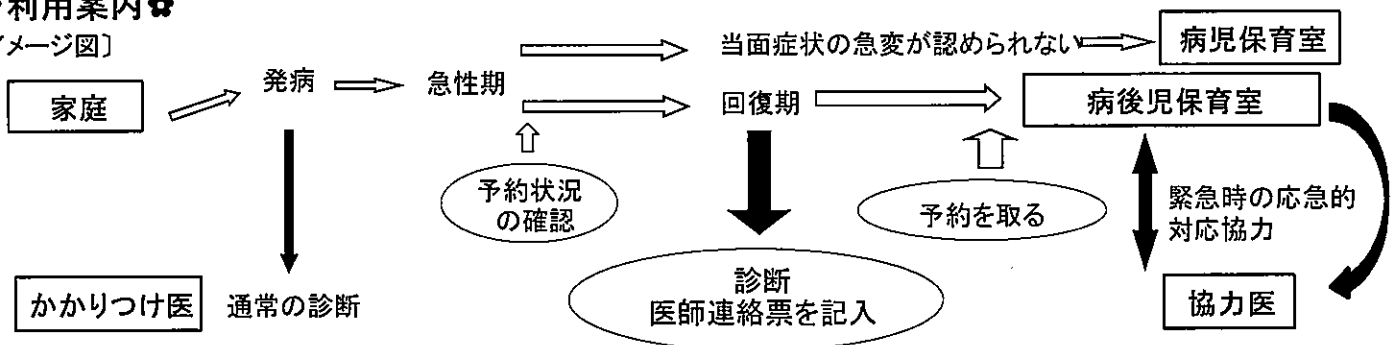
※「医師連絡票」と「利用申込書」はコピーしてお使いください。

一度登録していただくと、お子さんが利用要件に該当している期間中は有効になりますので、書類は大切に保管してください。(ただし、転園及び年度途中で退園する場合は、登録情報の変更を要しますので、保育課までご連絡ください。)

・幼稚園、認定こども園に通われている方の登録は利用要件確認のため、毎年度必要です。

☆利用案内☆

[イメージ図]



【問合せ先・登録先】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4F

豊島区子ども家庭部保育課

私立保育所グループ

TEL03-3981-1823

2019.4発行